

投資信託に関する会計規則

平成11年 3月23日制定
平成16年 3月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成18年 5月24日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成24年12月20日改正
令和 7年 4月17日改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表（以下「財務諸表等」という。）の作成に当たっての会計処理及び記載方法並びに投資信託財産の各科目の内容及びその計上額については、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）及びこの規則の定めるところによる。

(会計の原則)

第2条 投資信託の財務諸表等の作成に当たっての会計処理及び記載方法は、次に掲げる原則に適合したものでなければならない。

- (1) 財産及び損益の状態について真実な内容を表示すること
- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること
- (3) 財産及び損益の状態を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に記載すること
- (4) 採用する会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表等の記載方法については、各計算期間毎に継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと
- (5) 投資信託計算書類規則及びこの規則に定めのない場合には、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと

(会計方針の注記等)

第3条 貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の作成に関する重要な会計方針は、注記しなければならない。ただし、その採用が原則とされている会計方針についてはこの限りでない。

- 2 貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関する会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び変更による増減額を注記しなければならない。ただし、その変更による影響が軽微であるときは、注記を要しない。
- 3 前項の規定は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の記載方法を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「会計方針」とあるのを「記載方法」と読み替えるものとする。

(注記の記載方法)

第4条 この規則で定める注記すべき事項は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。

2 この規則に定めるもののほか、投資信託の財産又は損益の状況を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。

第2章 貸借対照表

(区 分)

第5条 貸借対照表には、資産の部、負債の部、純資産の部を設け、各部には合計額を記載しなければならない。

(資産の部)

第6条 資産の部は、預金、株券、国債証券その他の資産の性質を示す科目に細分化し、その資産の内容ができるだけ明らかになるようにしなければならない。

2 資産の部は、預金、株券、国債証券その他の細則で定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第2条

(負債の部)

第7条 負債の部は、借入金、前受金、未払金その他の負債の性質を示す科目に細分化し、その負債の状況ができるだけ明らかになるようにしなければならない。

2 負債の部は、借入金、前受金、未払金その他の細則で定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第3条

(投資有価証券等及び派生商品の評価)

第8条 投資有価証券その他の金融商品等(以下「有価証券等」という。)及び派生商品の評価は、原則として時価によるものとする。ただし、投資信託約款(以下「約款」という。)に別の定めがあるものはこの限りでない。

(外貨建資産及び負債の評価)

第9条 外貨建ての資産及び負債の評価は、計算期間の末日の為替レートによるものとする。

(純資産の部)

第10条 純資産の部は、元本、剰余金又は欠損金に区分するものとする。

2 純資産の部は、元本、剰余金又は欠損金その他の細則に定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第4条

(元本の定義)

第11条 計算期間の末日の受益権口数に約款で定められた一口当たりの金額を乗じた額を元本とする。

第12条 (削除)

(一口当たり純資産額の注記)

第13条 貸借対照表には、計算期間の末日における一口当たりの純資産額を注記しなければならない。

第3章 損益及び剰余金計算書

(区分)

第14条 損益及び剰余金計算書は、収益と費用に区分し、収益の合計額から費用の合計額を差し引いて当期利益又は当期損失を算出するものとする。また、当該算出された金額に解約による当期利益分配額又は当期損失分配額を加減し、調整後当期利益又は調整後当期損失を算出するものとする。

2 期末剰余金は、調整後当期利益に期首剰余金又は期首欠損金、当期中の追加信託による増減額、当期中の解約による増減額及び分配金を加減して算出するものとする。

(収益及び費用の科目)

第15条 投資信託の収益及び費用は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分化しなければならない。

2 収益及び費用は、細則で定める科目に細分化することができるものとし、各科目については細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第5条、第6条、第7条

(受取配当金の認識)

第16条 受取配当金は、当該株式について配当落の売買が行われる日に計上するものとする。

(有価証券売買等損益の認識)

第17条 有価証券等売買による実現損益の計上は、約定日に行うものとする。

2 有価証券等の評価損益は、計算期間の末日に有価証券売買等損益として計上するものとする。

(派生商品取引等損益の認識)

第18条 派生商品取引等による実現損益の計上は、約定日に行うものとする。

2 派生商品取引等の評価損益は、計算期間の末日に派生商品取引等損益として計上するものとする。

(為替差損益の認識)

第19条 為替予約取引による為替差損益の計上は、約定日に行うものとする。

2 外貨建ての資産及び負債に係る為替評価損益は、計算期間の末日に為替差損益として計上するものとする。

第20条 (削除)

(解約に伴う当期利益分配額又は当期損失分配額の定義)

第21条 当期中に、委託者の一部解約の実行により分配された当期利益又は当期損失の額を、解約に伴う当期利益分配額又は当期損失分配額とする。

(当期追加信託による増減額の定義)

第22条 当期中の追加信託による剰余金又は欠損金の増減額を、当期追加信託による増減額とする。

(当期解約による増減額の定義)

第23条 当期中の解約による剰余金又は欠損金の増減額を、当期解約による増減額とする。

(分配金の計上)

第24条 投資信託の分配金は、分配金の決定日に損益及び剰余金計算書に計上するものとする。また、当該分配金の未払い額を未払い収益分配金として貸借対照表に計上するものとする。

2 分配金の計算根拠を損益及び剰余金計算書に注記するものとする。

第4章 附属明細書

(投資信託委託会社が作成する附属明細表)

第25条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。）は、投資信託計算書類規則第57条に定める附属明細表のほか、次の各号に掲げる附属明細表を作成しなければならない。ただし、当該附属明細表に係る取引に該当する取引がない場合には、当該附属明細表の作成を要しないものとする。

- (1) 空売り証券明細表
- (2) 未入金明細表
- (3) 単位型分配可能額計算書
- (4) 追加型収益分配金計算書
- (5) 利害関係人等との取引状況

2 前項に掲げる附属明細表は、細則で定める様式により作成するものとする。

* 細則第8条

第5章 雑則

(細則)

第26条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第27条 投資信託の会計処理等に関し、この規則の定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第28条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、実施日前に開始した計算期間に関して作成すべき改正前の第25条第1項第1号に規定する書類に関しては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年4月17日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第10条第1項、第2項を改正

第12条を削除